

記入上の注意 - 婚姻届

記入に際しての留意事項は次の通りです。よく読んで間違いのないように記入してください。

- ① 婚姻届は用紙の左側のみ、記載例に従って記入して下さい。
- ② 和訳文はご自身で作成し、右下の翻訳者署名欄に日本語にて記名して下さい。
- ③ 外国人の氏名は氏を先に、名は婚姻証明書の記載どおり省略せずすべてカタカナでお書き下さい。
(例えば、名 **Prénom** が複数ある場合は、すべて記載して下さい。)
また、日本の戸籍の氏名には「・」「ー」「=」「、」等の記号は記載されませんので、お書きにならないで下さい。

- ④ 住所欄のフランスの地名は、パリ市以外は、“フランス国”の後に県名を入れて下さい。

例：フランス国オードセーヌ県クリシー市ニコロ通り 1 番地

フランス国パリ市第〇〇区ニコロ通り 1 番地

なお、氏名、地名の記載要領は他の書類の和訳文を作成する場合も同様です。

- ⑤ 婚姻後の夫婦の氏（姓）については、外国人と婚姻する場合は日本の氏は変わりませんので、従来の日本の氏のままでいることになります。選択の必要はありません。

外国人配偶者の氏に変更する場合は、婚姻後 6 ヶ月以内であれば、戸籍法第 107 条の「外国人との婚姻による氏の変更届」を提出することにより、家庭裁判所の許可を得ることなく氏の変更ができます。

フランスにおいては、婚姻後も旧姓を維持する習慣があります。このため、フランス人と婚姻しても、必ずしも日本の姓を変える必要はありません。戸籍上の氏を変更すると、滞在許可書申請時や社会保障などの手続きに際し、フランスでは一般的でない「姓の変更」を説明しなければならないなどの手間が生じることもあります。氏が変わらない場合、旅券もそのまま使用することができます（希望すれば旅券上に括弧書きで外国人夫の氏を併記することができます）。

- ⑥ 届出用紙には印鑑又は拇印（右手親指）で記載例の通り 1 ヶ所に押印して下さい。

- ⑦ 外国人配偶者の国籍を証明する書類（旅券又は身分証明書）は、婚姻日及び婚姻届出時に有効なものが必要です。窓口で必ず原本を提示して下さい。当方にてコピーを取りすぐにお返し致します。郵送で届け出る場合は、旅券または身分証明書のコピーをとり、市役所で原本に相違ない旨の認証（“copie certifiée conforme”）を受けたものをお送りください。旅券又は身分証明書の原本を送付される場合は、返送しますので、書留料金分の切手及び返信用封筒を同封して下さい。

また旅券等の氏名が、婚姻証明書（Acte de Mariage）の記載と異なっている場合は、外国人配偶者の出生証明書（Acte de Naissance）2 通も併せて提出して頂く必要があります。

婚姻届提出後約2ヶ月で、戸籍に婚姻事実が記載されます。その頃を見計らって、戸籍謄本をお取り寄せになるなどして必ず確認して下さい。